

最適な工法 専門家と相談

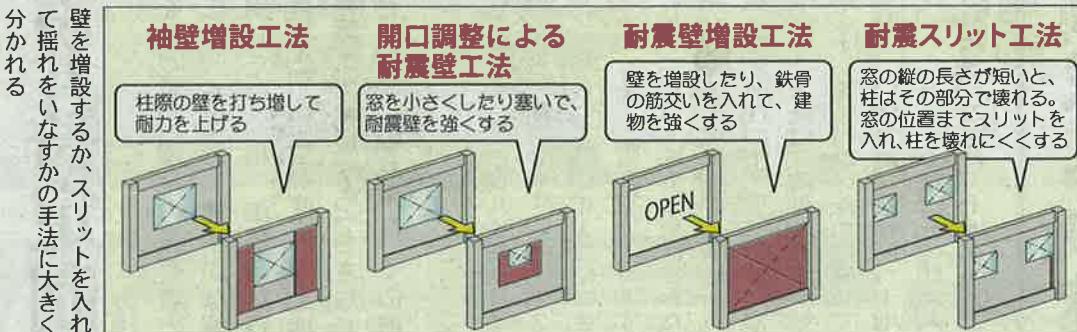
今こそ!
耐震⁽⁴⁾

執筆:NPO沖縄県建築設計
サポートセンター

耐震改修

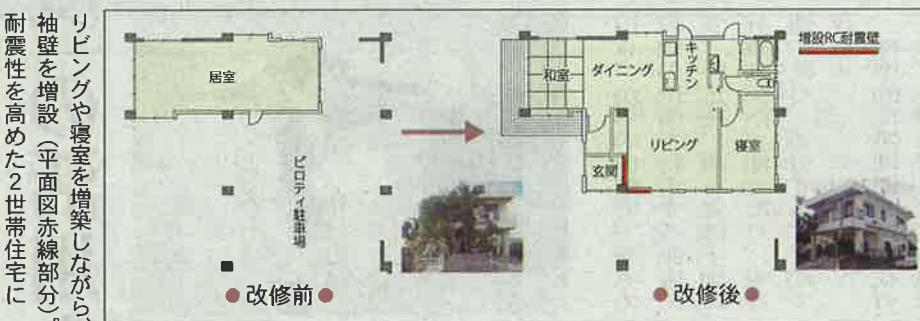
壁の増設やスリットの加工など多様

図1:耐震改修の手法



壁を増設するか、スリットを入れて揺れをいなすかの手法に大きく分かれる

図2:耐震改修前後の平面図(1階部分)と外観



リビングや寝室を増築しながら、袖壁を増設(平面図赤線部分)。耐震性を高めた2世帯住宅に

那覇市・浦添市・うるま市で 耐震診断費補助

対象は1981(昭和56)年5月31日以前に建てられた鉄筋コンクリート造の戸建て住宅、共同住宅、長屋住宅。補助対象額は、補助基準額(右表)と実施額のどちらか少ない額で、その3分の2以内を補助。例えば、戸建て住宅で実施額が90万円の場合、90万円の3分の2=60万円が補助金。詳しくは沖縄県建築設計サポートセンター(電話=098・879・1020)、那覇市建築指導課(電話=098・951・3244)、浦添市建築課(電話=098・876・1234代表)、うるま市建築指導課(電話=098・965・5601)。

戸建て住宅で最大60万円

住宅の種類	補助基準額	補助率
戸建て住宅	90万円/戸 (評価機関の判定料を基準額に加算する)	2/3以内
共同住宅 長屋住宅	90万円に、1を超える住宅戸数に20万円を乗じて得た金額を加算 (但し、300万円を基準額の限度とする) (評価機関の判定料を基準額に加算する)	2/3以内

基準額(右表)と実施額のどちらか少ない額で、その3分の2以内を補助。例えば、戸建て住宅で実施額が90万円の場合、90万円の3分の2=60万円が補助金。詳しくは沖縄県建築設計サポートセンター(電話=098・879・1020)、那覇市建築指導課(電話=098・951・3244)、浦添市建築課(電話=098・876・1234代表)、うるま市建築指導課(電話=098・965・5601)。

耐震診断の結果、「地震に対する安全性が十分ではない」と判断された場合、耐震改修(補強)をする必要がある。最終回は、耐震改修の工法と事例について解説する。

耐震壁増設は注意が必要

耐震補強の具体的な手法は専門家に相談することになります。主な工法としては「袖壁増設工法」「開口調整による耐震壁工法」「耐震壁増設工法」「耐震スリット工法」があります(図1)。

袖壁増設工法、開口調整による耐震壁工法、耐震壁増設工法の3つは、いずれも建物の強度を高めて地震に耐えるようにする方法です。ただし耐震壁増設工法を戸建て住宅のような小規模な建物でする場合、壁をバランス良く配置しないと、地震力

の集中を招いてしまうので要注意。工事単価は、壁面積1平方メートル当たり平均3~6万円です(文部科学省「学校施設の耐震補強マニュアル」より)。

耐震スリット工法は、柱の変形に対応する能力を高め、地震エネルギーを吸収させる工法。工事単価はスリット1本当たり約2万円です。

そのほか、柱に十分な帶筋や溶接金網を巻いて柱を太くしたり、鉄板を巻いてねばり強くしたり、専用の繊維シートを巻くなどの方法がありますが、工事費はやや高めです。搖れのエネルギーを吸収する特殊な機器「制振ダンパー」を設置したり、建物と地盤の間に免震装置を設置する方法もあります。制振ダンパーは鉄骨造や木造では、軸組に容易に組み立てで駐車場として使われていました。2011年に建物の耐震性能を高め、2世帯住宅に改修。2階はそのままに1階にリビングや寝室を増築、1階ピロティは袖壁を増設しました(図2)。

このような耐震改修認定の仕組みは、沖縄県耐震改修促進計画に基づき新耐震設計法に準拠し構造の安全を認定するものです。これにより、柱で囲まれたピロティ部分の増築がとて新耐震設計法に準拠し構造の安全を認定するものであります。なお2階のベランダで柱で囲まれた部分に増築する場合などは、沖縄県建築設計サポーティンセンターマで問い合わせを。地震はいつ、どこで、どのくらいの規模で起こるか分からぬからこそ、耐震についてご家族でよく話し合うことが大切この連載が、わが家の安全感の確保につながれば幸いです。

II当連載は今回で終了します。

1982年に建築確認を受けた、2階建て住宅で耐震補強の事例を紹介します。2011年に建物の耐震性能を高め、2世帯住宅に改修。2階はそのままに1階にリビングや寝室を増築、1階ピロティは袖壁を増設しました(図2)。

このよう耐震改修認定の仕組みは、沖縄県耐震改修促進計画に基づき新耐震設計法に準拠し構造の安全を認定するものです。これにより、柱で囲まれたピロティ部分の増築がとて新耐震設計法に準拠し構造の安全を認定するものであります。なお2階のベランダで柱で囲まれた部分に増築する場合などは、沖縄県建築設計サポートセンターマで問い合わせを。地震はいつ、どこで、どのくらいの規模で起こるか分からぬからこそ、耐震についてご家族でよく話し合うことが大切この連載が、わが家の安全感の確保につながれば幸いです。

II当連載は今回で終了します。